

# 信仰上の理由による輸血拒否に対する基本方針

川西市立総合医療センターでは、信仰上の理由による輸血拒否に対し、以下のように対応いたします。

1. 当院では、信仰上の理由による輸血拒否に対しては「相対的無輸血治療」の方針とします。
2. 信仰上の理由で輸血を望まない患者さんに対して、そのことが理由での診療拒否はいたしません。
3. 当院では、免責証書ならびに「絶対的無輸血治療」に関する同意文書の受理および署名は行いません。
4. 相対的無輸血治療に同意をいただけるように努めますが、最終的に同意が得られず治療に時間的余裕がある場合には、それに対応できる他の医療機関への転院をお勧めします。
5. 救急搬送された場合や院内での予期しない急変の場合など、時間的余裕がなく絶対的無輸血に対応する医療機関への転送が困難で、輸血が救命に必要な時には緊急避難的に輸血をさせていただきます。
6. 以上の方針は患者さんの意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず、すべての患者さんに適用します。

\* 相対的無輸血：患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血を行うという立場・考え方。

\* 絶対的無輸血：患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になつても輸血をしないという立場・考え方。